

○主に給与所得者の方の例

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）					
所得	給与収入 給与所得 その他所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分 総所得金額①	課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	控老 配配 特同老 定老人	扶養親族該当区分 本人該当区分 繰越損失	市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額(⑧-⑩-⑨、⑩) 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更 月

《利用者負担額（保育料）階層区分算定の基となる市民税額について》

利用料算定の基となる市民税額

= 市民税・税額控除前所得割額④ - ※調整控除額（⑤税額控除額の一部（例えば1,500円））

※市民税・税額控除額⑤には調整控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除の額が含まれますが、税額控除前所得割額④から差し引くのは調整控除の額のみです。

市民税・税額控除額⑤に含まれる調整控除額の算出方法は特別徴収税額の決定通知裏面をご確認ください。

通知書の様式は市区町村ごとに異なります。

○主に事業をなさっている方の例

(申告をして納税通知書により税金を納めている方)

平成 年度 市民税・県民税 納税通知書

1 所得割額の内訳		課税標準額	市民税所得割額	県民税所得割額	
① 所得割額	総所得分	円	円	円	
	山林・退職	円	円	円	
	短期譲渡	一般分	円	円	円
		軽減分	円	円	円
	長期譲渡	一般分	円	円	円
		優良分	円	円	円
		居住分	円	円	円
	株式等の譲渡	円	円	円	
	上場株式等の配当	円	円	円	
	先物取引	円	円	円	

通知書番号 本書のとおり納付してください。
平成 年 月 日
名古屋市 市税事務所長

期別	⑬に係る納付額	⑭に係る充当額	充当後納付額	納期限
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

この税額は平成〇年中の所得に基づき計算したものです。

2 差引納付額の計算	市民税	県民税
②算出所得割額	円	円
③調整控除額	円	円
④税額控除額等	円	円
⑤配当割額控除額等	円	円
⑥所得割額	円	円
⑦均等割額	円	円

⑧名古屋市市税減免条例による軽減額	円
⑨合計税額	円
⑩給与からの特別徴収税額	円
公的年金からの特別徴収税額	円
⑪仮特別徴収税額	円
⑫特別徴収税額	円
⑬差引納付額	円
⑭所得割額から控除することができなかった配当割額控除額等	円

控配	扶養親族の内訳							本人該当の控除の内訳					
一 般 人	老 定	同 老	老 人	1 6 歳 未 満 の 子 供	そ の 他	同 障	特 障	他 障	特 障	他 障	妻 婦 ・ 夫	特 寡	勤 労 学 生

《利用者負担額（保育料）階層区分算定の基となる市民税額について》

利用料算定の基となる市民税額

$$= \text{②算出所得割額（市民税）} - \text{③調整控除額（市民税）}$$

※利用料算定の基となる市民税額には、次の控除は適用しません。

（寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除）

通知書の様式は市区町村ごとに異なります。

利用料は市民税額を基に算定します。県民税額は含まれません。